

公職選挙法の一部を改正する法律（案）

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十四条（参議院選挙区選出議員の選挙区）」を「第十四条（参議院議員の選挙区）」に、
「第八十一条（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の場合の選挙会の開催）」を「第八

「第八十

第八十

第八十

十一条（衆議院比例代表選出議員又は参議院広域選挙区選出議員の場合の選挙会の開催）」に、

第八十

第八十

第八十

六条の三（参議院比例代表選出議員の選挙における名簿による立候補の届出等）

六条の四（衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における候補者の立候補の届出等）

六条の五（候補者の選定の手続の届出等）

六条の六（衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称の届出等）

六条の七（参議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称の届出等）

六条の八（被選挙権のない者等の立候補の禁止）」

「第八十六条の三（衆議院議員の選挙以外の選挙における候補者の立候補の届出等）

第八十六条の四（候補者の選定の手続の届出等）

を

第八十六条の五（衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称の届出等）

第八十六条の六（被選挙権のない者等の立候補の禁止）」

「第九十五条（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における当選に、

第九十五条の二（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙における当選人の数

人） 「第九十五条（衆議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における当選人）

を

及び当選人）」 第九十五条の二（衆議院比例代表選出議員の選挙における当選人の数及び当選人）」

「第九十七条（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における当選に、

第九十七条の二（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙における当選人の繰

人の繰上補充) 「第九十七条 (衆議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における当選人の繰上補充) を
上補充) 」 第九十七条の二 (衆議院比例代表選出議員の選挙における当選人の繰上補充) 」

「第百一条の二 (衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙における当選人の数及
に、

第百一条の三 (衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における当選人決定の場
合の報告、告知及び告示) 「第百一条の二 (衆議院比例代表選出議員の選挙にお
を
合の報告、告知及び告示) 」 第百一条の三 (衆議院議員の選挙以外の選挙におけ

る当選人の数及び当選人の決定の場合の報告、告知及び告示) 「第百九条 (衆議院小選挙区選出
に、
る当選人決定の場合の報告、告知及び告示) 」 第百十条 (衆議院比例代表選出

議員、参議院選挙区選出議員又は地方公共団体の長の再選挙) 「第百九条 (衆議院小選挙
を
議員、参議院比例代表選出議員又は地方公共団体の議会の議員の再選挙) 」 第百十条 (衆議院比例代

区選出議員、参議院都道府県選挙区選出議員又は地方公共団体の長の再選挙) に、 「第百五十条の二
表選出議員、参議院広域選挙区選出議員又は地方公共団体の議会の議員の再選挙) 」

「第百五十条の二 (政見放送における品位の保持) を
(政見放送における品位の保持) 」に、 「第百

第百五十条の三 (集団演説会放送) 」

五十一条の二 (政見放送及び経歴放送を中止する場合) 」を 「第百五十一条の二 (政見放送、集団演説

「第百五十三条

第百五十四条

第百五十五条

第百五十六条

会放送及び経歴放送を中止する場合) 」に、 「第百五十三条から第百六十条まで 削除」を

第百五十七条

第百五十八条

第百五十九条

第百六十条

(集団演説会)

(集団演説会の開催)

(集団演説会における演説)

「第百七十三条

(集団演説会における品位の保持) 第七十四條
(集団演説会の開催を中止する場合) 第七十四條
(集団演説会の会場の秩序保持) 第七十四條
(集団演説会に関しその他必要な事項)

削除

(参議院広域選挙区選出議員の候補者の氏名等の掲示)
(氏名等の掲載の順序その他掲示の手続)
に、「第七十八條の三 (衆議院議員又は参議院議員の選挙における選挙運動の態様)」を「第七十八條の三 (衆議院議員の選挙における選挙運動の態様)」に、「第十四章の二 参議院 (選挙区選出) 議員の選挙の特例 (第二百一条の二 第二百一条の四)」を「第十四章の二 参議院議員の選挙の特例 (第二百一条の二 第二百一条の四)」に、「第二百三十五条の三 (政見放送又は選挙公報の不法利用罪)」を「第二百三十五条の三 (政見放送、集団演説会

の二 (氏名等の掲示を中止する場合)
の三 (氏名等の掲示に関しその他必要な事項)」

放送又は選挙公報の不法利用罪)」に、「第二百七十一条の三 (衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の再選挙又は補欠選挙の特例)」を「第二百七十一条の三 (衆議院比例代表選出議員の再選挙又は補欠選挙の特例)」に、「別表第三」を「別表第四」に改める。

第四条第二項中「二百五十二人」を「二百人」に、「百人を比例代表選出議員、百五十二人を選挙区選出議員」を「七十人を広域選挙区選出議員、百三十人を都道府県選挙区選出議員」に改める。

第五条第一項中「参議院 (比例代表選出) 議員」を「参議院 (広域選挙区選出) 議員」に、「参議院 (選挙区選出) 議員」を「参議院 (都道府県選挙区選出) 議員」に改め、同条第二項及び第三項中「参議院 (比例代表選出) 議員」を「参議院 (広域選挙区選出) 議員」に改める。

第十二条第一項中「参議院 (選挙区選出) 議員」を「参議院 (広域選挙区選出) 議員、参議院 (都道府県選挙区選出) 議員」に改め、同条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

第十四条の見出し中「参議院選挙区選出議員」を「参議院議員」に改め、同条中「参議院 (選挙区選出) 議員」を「参議院 (都道府県選挙区選出) 議員」に、「別表第三」を「別表第四」に改め、同条を同条第二

項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

参議院（広域選挙区選出）議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、別表第三で定める。

第十五条の二第三項中「参議院（選挙区選出）議員」を「参議院議員」に改め、「おいて」の下に「二以上の選挙区にわたつて」を加え、「参議院選挙区選出議員」を「参議院議員」に改める。

第十六条中「参議院（選挙区選出）議員」を「参議院議員」に改める。

第二十二条第二項、第二十三条第一項並びに第三十四条第四項及び第五項中「参議院比例代表選出議員」を「参議院広域選挙区選出議員」に改める。

第三十六条中「ついでには選挙区選出議員及び比例代表選出議員」を「ついでには都道府県選挙区選出議員及び広域選挙区選出議員」に改める。

第三十七条第四項中「選挙区選出議員」を「都道府県選挙区選出議員」に、「比例代表選出議員」を「広域選挙区選出議員」に改める。

第四十六条第一項中「又は参議院（比例代表選出）議員」を削り、同条中第三項を削り、第四項を第三項

とする。

第四十六条の二第二項中「から第三項まで」を「及び第二項」に、「第八十六条の四」を「第八十六条の三」に改める。

第四十八条第一項中「衆議院名簿届出政党等の名称及び略称、参議院比例代表選出議員の選挙の投票にあつては参議院名簿届出政党等」を「、衆議院名簿届出政党等」に、「から第三項まで」を「及び第二項」に改め、同条第二項中「、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等」を「又は一の衆議院名簿届出政党等」に改める。

第四十九条中「から第三項まで、前条及び」を「及び第二項、前条並びに」に改める。

第五十六条及び第五十七条中「参議院比例代表選出議員」を「参議院広域選挙区選出議員」に改める。

第六十一条第四項中「選挙区選出議員」を「都道府県選挙区選出議員」に、「比例代表選出議員」を「広域選挙区選出議員」に改める。

第六十二条第一項中「、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿届出政党等」を削り、同条第二項第一号中「第八十六条の四」を「第八十六条の三」に改め、同項第四号を削り、同条第八項ただし書

中「、衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等」を「若しくは衆議院名簿届出政党等」に改める。

第六十六条第三項中「参議院比例代表選出議員」を「参議院広域選挙区選出議員」に改める。

第六十八条第一項中「又は参議院（比例代表選出）議員」を削り、同項第二号中「第八十六条の八」を「第八十六条の六」に改め、同条第三項を削る。

第六十八条の二第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前二項」に、「、当該衆議院名簿届出政党等又は当該参議院名簿届出政党等」を「又は当該衆議院名簿届出政党等」に改め、同項を同条第三項とする。

第七十五条第二項中「参議院（比例代表選出）議員」を「参議院（広域選挙区選出）議員」に改め、同条第三項中「参議院比例代表選出議員」を「参議院広域選挙区選出議員」に改める。

第七十六条、第七十七条第一項及び第七十八条中「参議院比例代表選出議員」を「参議院広域選挙区選出議員」に改める。

第七十九条第一項中「第四項」を「第三項」に改める。

第八十条第一項中「参議院比例代表選出議員」を「参議院広域選挙区選出議員」に、「、各衆議院名簿届

出政党等又は各参議院名簿届出政党等」を「又は各衆議院名簿届出政党等」に改め、同条第三項中「、各衆議院名簿届出政党等又は各参議院名簿届出政党等」を「又は各衆議院名簿届出政党等」に改める。

第八十一条の見出し中「参議院比例代表選出議員」を「参議院広域選挙区選出議員」に改め、同条第四項中「参議院（比例代表選出）議員」を「参議院（広域選挙区選出）議員」に、「参議院名簿届出政党等」を「候補者」に改める。

第八十三条第二項及び第八十四条中「参議院比例代表選出議員」を「参議院広域選挙区選出議員」に改める。

第八十六条第一項第二号中「比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員」を「広域選挙区選出議員の選挙若しくは都道府県選挙区選出議員」に改め、同条第四項中「第八十六条の七」を「第八十六条の五」に改め、同条第五項第四号、第七項及び第九項第三号中「第八十六条の八」を「第八十六条の六」に改める。

第八十六条の二第一項第二号中「比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員」を「広域選挙区選出議員の選挙若しくは都道府県選挙区選出議員」に改め、同条第二項第五号中「第八十六条の八」を「第八十六条の六」に改め、同条第三項中「第八十六条の六」を「第八十六条の五」に改め、同条第七項第二号中「第

八十六条の八」を「第八十六条の六」に改める。

第八十六条の三を削る。

第八十六条の四の見出し及び同条第一項中「又は参議院比例代表選出議員」を削り、同条第四項中「第八十六条の八」を「第八十六条の六」に、「参議院選挙区選出議員」を「参議院議員」に改め、同条第五項中「参議院（選挙区選出）議員又は地方公共団体」を「参議院議員又は地方公共団体」に、「、参議院（選挙区選出）議員」を「、参議院（広域選挙区選出）議員の選挙にあつてはその選挙の期日前七日までに、参議院（都道府県選挙区選出）議員」に改め、同条第九項中「第八十六条の八」を「第八十六条の六」に改め、同条第十一項中「選挙管理委員会」の下に「（参議院広域選挙区選出議員の選挙については、中央選挙管理会）」を加え、同条を第八十六条の三とする。

第八十六条の五を第八十六条の四とし、第八十六条の六を第八十六条の五とし、第八十六条の七を削り、第八十六条の八を第八十六条の六とする。

第八十七条第六項を削る。

第九十条中「、第八十六条の三((名簿による立候補の届出等))第一項若しくは同条第二項において準用す

る第八十六条の二第九項」を削り、「第八十六条の四」を「第八十六条の三」に改める。

第九十一条第二項中「第八十六条の四」を「第八十六条の三」に改め、同条第三項中「又は参議院（比例代表選出）議員」及び「又は参議院名簿登載者」を削る。

第九十二条第一項中「第八十六条の四」を「第八十六条の三」に改め、同項中第九号を第十号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二号中「参議院（選挙区選出）議員」を「参議院（都道府県選挙区選出）議員」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 参議院（広域選挙区選出）議員の選挙

六百万円

第九十二条第三項を削る。

第九十三条第一項各号列記以外の部分中「第八十六条の四」を「第八十六条の三」に、「参議院（選挙区選出）議員」を「参議院議員」に改め、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項第二号中「参議院（選挙区選出）議員」を「参議院（都道府県選挙区選出）議員」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 参議院（広域選挙区選出）議員 通常選挙における当該選挙区内の議員の定数をもつて有効投票の総

の選挙

数を除して得た数の十分の一。ただし、選挙すべき議員の数が通常選挙における当該選挙区内の議員の定数を超える場合には、その選挙すべき議員の数をもつて有効投票の総数を除して得た数の十分の一

第九十三条第二項中「第八十六条の四」を「第八十六条の三」に改める。

第九十四条第三項及び第四項を削る。

第九十五条の見出し中「又は参議院比例代表選出議員」を削り、同条第一項中「又は参議院（比例代表選出）議員」を削り、同項第二号中「参議院（選挙区選出）議員」を「参議院議員」に改める。

第九十五条の二の見出し中「又は参議院比例代表選出議員」を削り、同条第六項を削る。

第九十六条中「衆議院名簿届出政党等」を「、衆議院名簿届出政党等」に改め、「、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿届出政党等に係る当選人の数又は当選人」を削る。

第九十七条の見出し中「又は参議院比例代表選出議員」を削り、同条第一項中「又は参議院（比例代表選出）議員」を削り、同条第二項中「参議院（選挙区選出）議員」を「参議院議員」に改める。

第九十七条の二の見出し中「又は参議院比例代表選出議員」を削り、同条第三項を削る。

第九十八条第一項中「、衆議院名簿登載者又は参議院名簿登載者」を「又は衆議院名簿登載者」に改め、同条第三項中「又は参議院（比例代表選出）議員」、「又は参議院名簿登載者」及び「又は参議院名簿届出政党等」を削り、「衆議院名簿又は参議院名簿」を「衆議院名簿」に改め、「又は参議院名簿の参議院名簿登載者」を削り、同条第四項中「（これらの規定を第八十六条の三（（名簿による立候補の届出等））第二項において準用する場合を含む。）」を削る。

第一百条第三項を削り、同条第四項中「参議院（選挙区選出）議員」を「参議院議員」に、「第八十六条の四」を「第八十六条の三」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「参議院比例代表選出議員」を「参議院広域選挙区選出議員」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項から第九項までを一項ずつ繰り上げる。

第一百一条の二の見出し中「又は参議院比例代表選出議員」を削り、同条第四項を削る。

第一百一条の三の見出し中「又は参議院比例代表選出議員」を削り、同条第一項中「又は参議院（比例代表選出）議員」を削り、「選挙管理委員会」の下に「（参議院広域選挙区選出議員の選挙については、中央選

挙管理会)」を加え、同条第二項中「管理する選挙管理委員会」の下に「（参議院広域選挙区選出議員の選挙については、中央選挙管理会）」を加える。

第百二条中「又は参議院比例代表選出議員」及び「（同条第四項において準用する場合を含む。）」を削る。

第百三条第一項中「（同条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を削り、同条第二項中「参議院比例代表選出議員」を「参議院広域選挙区選出議員」に改め、同条第四項中「、第八十六条の三((名簿による立候補の届出等))第一項若しくは同条第二項において準用する第八十六条の二第九項の規定による届出に係る参議院名簿登載者であるとき」を削り、「第八十六条の四」を「第八十六条の三」に、「参議院比例代表選出議員」を「参議院広域選挙区選出議員」に改め、「若しくは参議院名簿登載者」を削る。

第百五条から第百七条までの規定及び第百八条第一項中「参議院比例代表選出議員」を「参議院広域選挙区選出議員」に改める。

第百九条の見出し中「参議院選挙区選出議員」を「参議院都道府県選挙区選出議員」に改め、同条中「参

議院（選挙区選出）議員」を「参議院（都道府県選挙区選出）議員」に改める。

第百十条の見出し中「参議院比例代表選出議員」を「参議院広域選挙区選出議員」に改め、同条第一項中「参議院（比例代表選出）議員」を「参議院（広域選挙区選出）議員」に、「参議院比例代表選出議員」を「参議院広域選挙区選出議員」に改め、同項第二号中「における」の下に「当該選挙区の」を加え、同条第二項及び第四項中「参議院（比例代表選出）議員」を「参議院（広域選挙区選出）議員」に改め、同項第一号中「場合には、」の下に「当該選挙区において」を加え、「比例代表選出議員」を「広域選挙区選出議員」に改める。

第百十一条第一項第一号中「参議院（選挙区選出）議員」を「参議院（都道府県選挙区選出）議員」に改め、同項第二号中「参議院（比例代表選出）議員」を「参議院（広域選挙区選出）議員」に改める。

第百十二条第四項を削り、同条第五項中「参議院（選挙区選出）議員」を「参議院議員」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項から第八項までを一項ずつ繰り上げる。

第百十三条第一項中「第五項まで、第七項又は第八項」を「第四項まで、第六項又は第七項」に、「参議院比例代表選出議員」を「参議院広域選挙区選出議員」に改め、同項第三号中「参議院（比例代表選出）議

員」を「参議院（広域選挙区選出）議員」に改め、「における」の下に「当該選挙区の」を加え、同項第四号中「参議院（選挙区選出）議員」を「参議院（都道府県選挙区選出）議員」に改め、同条第三項中「参議院比例代表選出議員」を「参議院広域選挙区選出議員」に改め、同項第一号中「参議院（比例代表選出）議員」を「参議院（広域選挙区選出）議員」に改め、「場合には、」の下に「当該選挙区において」を加え、「比例代表選出議員」を「広域選挙区選出議員」に改め、同項第二号中「参議院（選挙区選出）議員」を「参議院（都道府県選挙区選出）議員」に、「選挙区選出議員」を「都道府県選挙区選出議員」に改める。

第百十四条中「第六項から第八項」を「第五項から第七項」に改める。

第百十五条第一項中「比例代表選出議員又は選挙区選出議員」を「広域選挙区選出議員又は都道府県選挙区選出議員」に改め、同条第二項から第四項までを削り、同条第五項中「参議院（選挙区選出）議員」を「参議院議員」に改め、同項を同条第二項とし、同条第六項中「参議院（選挙区選出）議員」を「参議院議員」に、「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第七項中「第九項」を「第八項」に改め、「第三項の場合における在任期間の長い議員の選挙の当選人の決定及び」を削り、同項を同条第四項とし、同条第八項中「、第九十七条の二((名簿届出政党等に係る当選人の繰上補充))」及び「比例代表選出議員の

選挙にあつては当該議員又は当選人に係る参議院名簿の参議院名簿登載者で在任期間の短い議員又はその当選人があるときはその者の中からその参議院名簿における当選人となるべき順位に従い、選挙区選出議員の選挙にあつては」を削り、「その者の中から、」を「、その者の中から」に改め、同項を同条第五項とする。

第百二十六条中「第八十六条の四」を「第八十六条の三」に改める。

第百二十七条中「第四項」を「第三項」に改める。

第百二十九条中「、第八十六条の三((名簿による立候補の届出等))第一項の規定による参議院名簿の届出」を削り、「第八十六条の四」を「第八十六条の三」に改める。

第百三十条第一項第三号を削り、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第二項中「参議院比例代表選出議員」を「参議院広域選挙区選出議員」に改める。

第百三十一条第一項第三号を次のように改める。

三 参議院（広域選挙区選出）議員の選挙における選挙事務所は、その候補者一人につき、その者に係る選挙区の区域内の都道府県の数に相当する数の箇所

第百三十一条第一項第四号中「参議院（選挙区選出）議員」を「参議院（都道府県選挙区選出）議員」に

改め、同条第三項中「参議院比例代表選出議員」を「参議院広域選挙区選出議員」に改める。

第百三十四条第一項中「参議院比例代表選出議員」を「参議院広域選挙区選出議員」に改める。

第百三十八条の三中「又は参議院比例代表選出議員」を削る。

第百三十九条ただし書中「又は参議院（比例代表選出）議員」を削る。

第百四十条の二第一項ただし書中「、参議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙において」を削り、「並びに」の下に「参議院（広域選挙区選出）議員の選挙以外の選挙において」を加える。

第百四十一条第一項中「参議院（比例代表選出）議員」を「参議院（広域選挙区選出）議員」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 参議院（広域選挙区選出）議員の選挙においては、自動車及び船舶は、主として選挙運動のために使用することはできず、拡声機は、候補者一人について一そろいに限り、主として選挙運動のために使用することができる。ただし、個人演説会（演説を含む。）の開催中、その会場において別に拡声機一そろいを使用することを妨げるものではない。

第百四十一条第六項中「又は第三項本文」を「、第三項本文又は前項本文」に改め、「衆議院比例代表選

出議員」の下に「又は参議院広域選挙区選出議員」を加え、同条第八項中「参議院（選挙区選出）議員」を「参議院（都道府県選挙区選出）議員」に改める。

第百四十一条の二第一項中「参議院比例代表選出議員」を「参議院広域選挙区選出議員」に改める。

第百四十二条第一項中「又は参議院（比例代表選出）議員」を削り、同項第二号中「参議院（選挙区選出）議員」を「参議院（広域選挙区選出）議員の選挙にあつては、候補者一人について、中央選挙管理会に届け出た二種類以内のビラ 三十万枚、参議院（都道府県選挙区選出）議員」に改め、同条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項中「選挙管理委員会の定める」を「選挙管理委員会（参議院広域選挙区選出議員の選挙については、中央選挙管理会）の定める」に、「選挙管理委員会の交付する証紙を」を「選挙管理委員会（参議院広域選挙区選出議員の選挙については、中央選挙管理会）の交付する証紙を」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項中「参議院（選挙区選出）議員」を「参議院（都道府県選挙区選出）議員」に改め、「、政令で定めるところにより、政令で定める額の範囲内で」を削り、「ビラを」の下に「、参議院（広域選挙区選出）議員の選挙における候補者は、同号のビラを、政令で定めるところにより、政令で定め

る額の範囲内で、」を加え、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「第五項」を「第四項」に改め、同項ただし書中「及び参議院比例代表選出議員の選挙における候補者」を削り、同項を同条第十一项とし、同条第十三項を同条第十二項とする。

第四百四十三条第一項中「参議院（比例代表選出）議員」を「参議院（広域選挙区選出）議員」に改め、「あつては第一号」の下に「、第三号及び第四号」を加え、同項第四号の二中「参議院選挙区選出議員」を「参議院都道府県選挙区選出議員」に改め、同条第三項中「参議院（選挙区選出）議員」を「参議院（都道府県選挙区選出）議員」に改め、同条第十四項中「参議院（選挙区選出）議員」を「参議院（都道府県選挙区選出）議員」に改め、「、政令で定めるところにより、政令で定める額の範囲内で」を削り、「ポスターを」の下に「、参議院（広域選挙区選出）議員の選挙においては、候補者は、同項第一号の立札及び看板の類を、政令で定めるところにより、政令で定める額の範囲内で、」を加え、同条第十七項及び第十九項第四号中「参議院比例代表選出議員」を「参議院広域選挙区選出議員」に改める。

第四百四十四条の二第一項中「参議院（選挙区選出）議員」を「参議院（都道府県選挙区選出）議員」に改める。

第四百四十九条第三項を削り、同条第四項中「又は参議院（比例代表選出）議員」を削り、「参議院選挙区選出議員」を「参議院広域選挙区選出議員の選挙にあつては十回、参議院都道府県選挙区選出議員」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「第四項」を「第三項」に、「当該衆議院名簿届出政党等」を「、当該衆議院名簿届出政党等」に改め、「、参議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては当該参議院名簿届出政党等の得票総数が当該選挙における有効投票の総数の百分の一以上」を削り、同項を同条第五項とする。

第四百五十条第六項中「参議院（比例代表選出）議員の選挙における参議院名簿届出政党等」を「参議院（広域選挙区選出）議員の選挙における候補者」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第三項」を「第二項及び第四項」に、「当該選挙区に」を「、当該選挙区に」に改め、「、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿登載者の数」を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「参議院議員」を「参議院（都道府県選挙区選出）議員」に、「衆議院名簿届出政党等、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿届出政党等」を「、衆議院名簿届出政党等」に、「第五項」を「第六項」に、「衆議院名簿登載者、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿登載者」を「、衆議

院名簿登載者」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「候補者届出政党」を「第一項の候補者届出政党及び前項の候補者」に、「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 参議院（広域選挙区選出）議員の選挙においては、候補者は、政令で定めるところにより、選挙運動の期間中日本放送協会及び一般放送事業者のラジオ放送又はテレビジョン放送の放送設備により、公益のため、その政見を無料で放送することができる。この場合において、日本放送協会及び一般放送事業者は、その録音し若しくは録画した政見又は候補者が録音し若しくは録画した政見をそのまま放送しなければならない。

第百五十条の二中「、衆議院名簿届出政党等及び参議院名簿届出政党等」を「及び衆議院名簿届出政党等」に、「又は第三項」を「、第二項又は第四項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（集団演説会放送）

第百五十条の三 参議院（広域選挙区選出）議員の選挙においては、日本放送協会及び一般放送事業者は、政令で定めるところにより、第百五十三条（（集団演説会））の集団演説会を録音し又は録画し、ラジオ放送

又はテレビジョン放送によりこれをそのまま放送しなければならない。ただし、集団演説会において候補者がその割り当てられた時間を超えて演説を行つたときは、その超過する部分については、放送しないものとする。

2 前項の放送の回数、日時その他放送に関し必要な事項は、自治大臣が日本放送協会及び一般放送事業者と協議の上、定める。

第百五十一条第一項中「参議院（選挙区選出）議員」を「参議院議員」に改め、同条第三項中「参議院（選挙区選出）議員」を「参議院議員」に改め、「政見放送」の下に「（参議院広域選挙区選出議員の選挙にあつては、政見放送及び集団演説会放送）」を加える。

第百五十一条の二の見出し中「政見放送」の下に「、集団演説会放送」を加え、同条第一項中「第四項」を「第三項」に改め、「除く。）」の下に「、集団演説会放送」を加え、同条第三項中「政見放送」の下に「、集団演説会放送」を加える。

第百五十三条から第百六十条までを次のように改める。

（集団演説会）

第一百五十三条 参議院（広域選挙区選出）議員の選挙については、この法律の定めるところにより公営の集団演説会を開催する。

（集団演説会の開催）

第一百五十四条 集団演説会は、中央選挙管理会が選挙区ごとに指定する一の都道府県の選挙管理委員会（以下この条、次条第二項及び第一百五十八条（（集団演説会の会場の秩序保持））において「指定選挙管理委員会」という。）が一回を限り開催するものとする。

- 2 指定選挙管理委員会は、あらかじめ集団演説会を開催すべき予定の日時、会場及び演説の時間等を決定し、当該選挙の期日の公示又は告示の日に告示しなければならない。
- 3 集団演説会に参加しようとする候補者は、指定選挙管理委員会に、その指定する期日までに、その旨を申し出なければならない。
- 4 指定選挙管理委員会は、集団演説会に参加する候補者の数に応じ必要があると認めるときは、候補者を複数の班に分けて集団演説会を開催することができる。この場合の班の編成については、指定選挙管理委員会がくじで定める。

（集団演説会における演説）

第一百五十五条 集団演説会においては、各候補者が順次にその選挙運動のための演説を行い、これを二巡するものとする。

- 2 前項の演説の順序については、指定選挙管理委員会がくじで定める。

（集団演説会における品位の保持）

第一百五十六条 候補者は、その責任を自覚し、集団演説会において演説を行うに当たっては、他人の名誉を傷つけ若しくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等品位を損なう言動をしてはならない。

（集団演説会の開催を中止する場合）

第一百五十七条 第百条（（無投票当選））第三項の規定に該当し投票を行うことを必要としなくなつたときは、集団演説会開催の手続は、中止する。

- 2 天災その他避けることのできない事故その他特別の事情により集団演説会の開催が不能となつた場合においては、これに代わるべき集団演説会は行わない。

(集団演説会の会場の秩序保持)

第百五十八条 指定選挙管理委員会の委員及び当該指定選挙管理委員会の指定した者は、集団演説会の会場において演説を妨害し又は集団演説会の会場の秩序を乱す者があるときは、これを制止し、その命令に従わないときは会場外に退去させなければならない。

2 前項の場合において必要があると認めるときは、指定選挙管理委員会の委員及び当該指定選挙管理委員会の指定した者は、当該警察官の処分を請求することができる。

3 指定選挙管理委員会は、集団演説会の開催に当たり、会場の秩序保持に関するこの法律の規定の趣旨及び内容を説明し、並びに会場の見やすい場所に掲示する等の方法により、集団演説会の秩序保持に努めなければならない。

(集団演説会に関しその他必要な事項)

第百五十九条 前六条に規定するもののほか、集団演説会に関し必要な事項は、中央選挙管理会が定める。

第百六十条 削除

第百六十一条第一項中「及び参議院比例代表選出議員の選挙における候補者」を削る。

第百六十四条の二第一項中「参議院(選挙区選出)議員」を「参議院議員」に改め、同条第二項中「衆議院比例代表選出議員」の下に「又は参議院広域選挙区選出議員」を加え、同条第六項中「参議院(選挙区選出)議員」を「参議院議員」に改める。

第百六十四条の三第一項中「行う」の下に「集団演説会、」を加える。

第百六十四条の五第一項中「参議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙においては、」を削り、同項第一号中「第三項」を「次項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、「選挙管理委員会」の下に「(参議院広域選挙区選出議員の選挙については、中央選挙管理会)」を加え、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

第百六十四条の七第二項中「選挙管理委員会」の下に「(参議院広域選挙区選出議員の選挙については、中央選挙管理会)」を加える。

第百六十六条ただし書中「建物において」の下に「第百五十三条((集団演説会))の規定による集団演説会又は」を加え、「又は政党等演説会」を「若しくは政党等演説会」に改める。

第百六十七条第一項中「、参議院(選挙区選出)議員」を「、参議院議員」に、「又は参議院(選挙区選

出)議員」を「又は参議院(都道府県選挙区選出)議員」に改め、同条第二項中「又は参議院(比例代表選出)議員」、「又は参議院名簿届出政党等」及び「又は参議院名簿登載者」を削る。

第百六十八条第一項中「参議院(選挙区選出)議員」を「参議院議員」に、「参議院選挙区選出議員」を「参議院都道府県選挙区選出議員」に改め、「選挙管理委員会」の下に「(参議院広域選挙区選出議員の選挙については、中央選挙管理会)」を加え、同条第二項中「又は参議院(比例代表選出)議員」、「又は参議院名簿届出政党等」、「又は参議院名簿登載者」、「衆議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては」及び「、参議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては当該選挙の期日の公示又は告示があつた日から二日間に」を削り、同条第三項中「参議院(選挙区選出)議員」を「参議院(都道府県選挙区選出)議員」に改め、「二千」の下に「、参議院(広域選挙区選出)議員の選挙にあつては字数千」を加え、「、参議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては参議院名簿登載者の数に応じて自治省令で定める字数」を削る。

第百六十九条第一項中「又は参議院(比例代表選出)議員」を削り、「あつたとき」の下に「又は参議院(広域選挙区選出)議員の選挙について同条第一項の申請があつたとき」を加え、「参議院(比例代表選出)議員」を「参議院(広域選挙区選出)議員」に改め、同条第二項中「当該選挙区」を「、当該選挙区」に改

め、「、参議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては参議院名簿登載者の数」を削り、同条第四項中「比例代表選出議員」を「広域選挙区選出議員」に、「選挙区選出議員」を「都道府県選挙区選出議員」に改め、同条第五項中「参議院(選挙区選出)議員」を「参議院議員」に改め、「若しくは参議院(比例代表選出)議員」、「若しくは二以上の参議院名簿届出政党等」及び「若しくは参議院名簿登載者」を削り、同条第六項中「若しくは参議院名簿届出政党等」を削る。

第百七十一条中「第四項」を「第三項」に改める。

第百七十二条中「参議院比例代表選出議員」を「参議院広域選挙区選出議員」に改める。

第百七十三条及び第百七十四条を次のように改める。

(参議院広域選挙区選出議員の候補者の氏名等の掲示)

第百七十三条 市町村の選挙管理委員会は、参議院(広域選挙区選出)議員の候補者の氏名及び党派別の掲示をしなければならない。

2 前項の掲示は、参議院(広域選挙区選出)議員の選挙の期日前七日から選挙の当日まで一投票区につき一箇所にしなければならない。

3 前二項の掲示については、その掲示方法、掲示場所等につき適当な措置を講じ、候補者の氏名等が選挙人に周知されるように努めなければならない。

(氏名等の掲載の順序その他掲示の手続)

第七十四条 前条第一項の掲示の掲載の順序は、都道府県の選挙管理委員会が、都道府県ごとに、くじで定める。

2 参議院(広域選挙区選出)議員の候補者又はその代理人は、前項のくじに立ち会うことができる。

3 市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の掲示をした後第八十六条の三第九項((立候補の届出の却下))の規定により届出を却下し、又は当該候補者が死亡し、若しくは第九十一条第二項((公務員となつたため立候補の辞退とみなされる場合))若しくは第一百三十四条第四項((当選人が兼職禁止の職にある場合等の特例))の規定に該当するに至つた旨の通知を当該選挙長から受けたときは、掲示中その通知に係る候補者に関する部分を抹消しなければならない。

第七十四条の次に次の二条を加える。

(氏名等の掲示を中止する場合)

第七十四条の二 第七十一条((選挙公報の発行を中止する場合))の規定は、第七十三条第一項((参議院広域選挙区選出議員の候補者の氏名等の掲示))の掲示の手続について、準用する。

(氏名等の掲示に関しその他必要な事項)

第七十四条の三 前三条に規定するもののほか、第七十三条第一項((参議院広域選挙区選出議員の候補者の氏名等の掲示))の掲示に関し必要な事項は、都道府県の選挙管理委員会が定める。

第七十五条第一項中「又は参議院(比例代表選出)議員」、「又は参議院名簿届出政党等」及び「又は参議院名簿登載者」を削り、同条第二項中「又は参議院(比例代表選出)議員」を削り、「都道府県ごとに」の下に「くじで定める順序により、参議院(広域選挙区選出)議員の選挙にあつては第七十四条第一項((氏名等の掲載の順序))の規定により定められた順序により」を加え、同条第三項中「衆議院名簿届出政党等、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿届出政党等」を「衆議院名簿届出政党等」に改める。

第七十六条中「参議院(選挙区選出)議員」を「参議院議員」に改める。

第七十七条第一項中「第六項」を「第五項」に、「第八項」を「第七項」に改め、同項第一号中「第八十六条の四」を「第八十六条の三」に改め、同条第二項中「第六項」を「第五項」に、「第八項」を「第七

項」に改める。

第一百七十八条及び第一百七十八条の二中「第四項」を「第三項」に、「第五項」を「第四項」に改める。

第一百七十八条の三の見出し中「又は参議院議員」を削り、同条第三項を削る。

第一百七十九条の二中「又は参議院（比例代表選出）議員」を削る。

第一百八十条第三項及び第一百八十九条第一項中「選挙管理委員会」の下に「（参議院広域選挙区選出議員の選挙については、中央選挙管理会）」を加える。

第一百九十二条第一項中「選挙管理委員会」の下に「（参議院広域選挙区選出議員の選挙については、中央選挙管理会）」を加え、同条第二項中「公表は」の下に「、中央選挙管理会にあつては官報により」を加え、同条第三項中「選挙管理委員会」の下に「又は中央選挙管理会」を加え、同条第四項中「選挙管理委員会」の下に「（参議院広域選挙区選出議員の選挙については、自治省令）」を加える。

第一百九十三条中「都道府県」を「中央選挙管理会、都道府県」に改める。

第一百九十四条第一項第二号中「参議院（選挙区選出）議員」を「参議院議員」に改める。

第一百九十五条中「第八十六条の四」を「第八十六条の三」に改める。

第一百九十六条中「選挙管理委員会」の下に「（参議院広域選挙区選出議員の選挙については、中央選挙管理会）」を加える。

第一百九十七条第一項第二号中「第八十六条の四」を「第八十六条の三」に改める。

第一百九十七条の二第一項中「又は参議院（比例代表選出）議員」を削り、「選挙管理委員会」の下に「（参議院広域選挙区選出議員の選挙については、中央選挙管理会）」を加え、同条第二項中「又は参議院（比例代表選出）議員」を削り、「第八十六条の四」を「第八十六条の三」に改め、「選挙管理委員会」の下に「（参議院広域選挙区選出議員の選挙については、中央選挙管理会）」を加え、同条第五項中「選挙管理委員会」の下に「（参議院広域選挙区選出議員の選挙については、中央選挙管理会）」を加える。

第一百九十九条の五第四項第四号中「参議院比例代表選出議員」を「参議院広域選挙区選出議員」に改める。

「第十四章の二 参議院（選挙区選出）議員の選挙の特例」を「第十四章の二 参議院議員の選挙の特例」に改める。

第二百一条の二中「参議院（選挙区選出）議員」を「参議院議員」に改める。

第二百一条の四第一項中「参議院（選挙区選出）議員」を「参議院議員」に、「第八十六条の四」を「第

八十六条の三」に改め、同条第二項中「添え、」の下に「参議院（広域選挙区選出）議員の選挙にあつては中央選挙管理会、参議院（都道府県選挙区選出）議員の選挙にあつては」を加え、同条第四項中「交付した」の下に「中央選挙管理会又は」を加え、同条第九項中「第四百四十四条第五項後段」を「第四百四十四条第二項前段中「衆議院比例代表選出議員」とあるのは「参議院広域選挙区選出議員」と、同条第五項後段」に改める。

第二百一条の六第一項ただし書中「参議院名簿届出政党等であり又は」を削り、同項第三号中「（参議院名簿登載者を含む。以下この条において同じ。）」を削り、同条第二項中「当該参議院名簿届出政党等又は」及び「（選挙区がないときは、選挙の行われる区域）」を削る。

第二百一条の七第二項中「（参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、参議院名簿登載者）」及び「、参議院（選挙区選出）議員の再選挙又は補欠選挙については」を削り、「以内とし」の下に「、参議院（都道府県選挙区選出）議員の再選挙又は補欠選挙については」を加える。

第二百一条の八第二項中「、同条第二項中「当該参議院名簿届出政党等又は所属候補者」とあるのは「所属候補者」と」を削り、「当該選挙」を「、当該選挙」に改める。

第二百一条の九第一項ただし書中「第八十六条の四」を「第八十六条の三」に改め、同条第二項中「当該参議院名簿届出政党等又は」を削る。

第二百一条の十一第一項中「（参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、当該参議院名簿届出政党等の選挙運動）」を削り、同条第四項中「参議院比例代表選出議員」を「参議院広域選挙区選出議員」に改め、同条第七項中「参議院比例代表選出議員の選挙にあつては当該参議院名簿届出政党等、都道府県知事又は市長の選挙にあつては」を「都道府県知事又は市長の選挙にあつては、」に改める。

第二百四条中「、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿届出政党等」を削り、「参議院（選挙区選出）議員」を「参議院（都道府県選挙区選出）議員」に、「参議院（比例代表選出）議員」を「参議院（広域選挙区選出）議員」に改める。

第二百五条第五項中「又は参議院（比例代表選出）議員」及び「又は参議院名簿届出政党等」を削る。

第二百八条第一項中「、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿届出政党等」を削り、「参議院（選挙区選出）議員」を「参議院（都道府県選挙区選出）議員」に、「参議院（比例代表選出）議員」を「参議院（広域選挙区選出）議員」に改め、「（同条第四項において準用する場合を含む。）」を削り、

同条第三項を削る。

第二百九条の二中「若しくは各参議院名簿届出政党等」を削る。

第二百七条中「又は参議院比例代表選出議員」を削り、「高等裁判所）」を「高等裁判所、参議院広域選挙区選出議員の選挙については、東京高等裁判所）」に改める。

第二百二十条第一項及び第三項中「参議院（比例代表選出）議員」を「参議院（広域選挙区選出）議員」に改める。

第二百二十四条の三第一項中「、衆議院名簿登載者の選定又は参議院名簿登載者」を「又は衆議院名簿登載者」に改める。

第二百二十六条第二項、第二百二十七条及び第二百二十八条第一項中「又は参議院比例代表選出議員」を削る。

第二百三十五条の三（見出しを含む。）中「政見放送」の下に「、集団演説会放送」を加える。

第二百三十七条の二中「若しくは参議院名簿届出政党等」を削る。

第二百三十八条の二中「、第八十六条の三（(名簿による立候補の届出等)）第二項において準用する第八十

六条の二第二項、第八項（第九十八条第四項（第一百十二条第七項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）若しくは第九項又は第八十六条の四」を「又は第八十六条の三」に改め、同条第二項中「参議院比例代表選出議員」を「参議院広域選挙区選出議員」に改める。

第二百三十九条第二項、第二百四十条第二項及び第二百四十二条第二項中「、衆議院名簿届出政党等又は参議院名簿届出政党等」を「又は衆議院名簿届出政党等」に改める。

第二百四十三条第一項第七号中「第四項」を「第三項」に改め、同項第八号の四中「又は第二項」を削り、同条第二項中「、衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等」を「若しくは衆議院名簿届出政党等」に、「から第三項まで」を「若しくは第二項」に、「、衆議院名簿届出政党等又は参議院名簿届出政党等」を「又は衆議院名簿届出政党等」に改める。

第二百四十四条第一項第五号を次のように改める。

五 第五十八条（(集団演説会の会場の秩序保持)）の規定による退去の処分に従わない者

第二百四十四条第一項第五号の二中「第五項」を「第四項」に改める。

第二百五十一条の二第五項、第二百五十一条の三第三項及び第二百五十一条の四第二項中「又は参議院（比

例代表選出)議員」を削る。

第二百五十四条中「参議院(比例代表選出)議員」を「参議院(広域選挙区選出)議員」に改める。

第二百五十四条の二第一項中「又は参議院(比例代表選出)議員」を削り、同条第三項中「かつ、」の下に「参議院(広域選挙区選出)議員の選挙については中央選挙管理会に、この法律に定めるその他の選挙については」を加える。

第二百五十五条第一項中「、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等」を「又は一の衆議院名簿届出政党等」に、「、衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等」を「又は衆議院名簿届出政党等」に改める。

第二百六十三条第六号中「第十一項」を「第十項」に改め、同条第九号中「政見放送))」の下に「、第五十条の三((集団演説会放送))」を加え、同号の次に次の一号を加える。

九の二 第五十三条((集団演説会))の規定により行う集団演説会の開催に要する費用

第二百六十三条第十一号中「第七十五条」を「第七十三条((参議院広域選挙区選出議員の候補者の氏名等の掲示))及び第七十五条」に改める。

第二百七十一条の三の見出し中「又は参議院比例代表選出議員」を削り、同条中「又は参議院(比例代表選出)議員」を削る。

別表第二中「限る。」の下に「以下同じ。」を加える。

別表第三中「宮城県 四人」を「宮城県 二人」に、「福島県 四人」を「福島県 二人」に、「茨城県 四人」を「茨城県 二人」に、「栃木県 四人」を「栃木県 二人」に、「群馬県 四人」を「群馬県 二人」に、「東京都 八人」を「東京都 十人」に、「新潟県 四人」を「新潟県 二人」に、「長野県 四人」を「長野県 二人」に、「岐阜県 四人」を「岐阜県 二人」に、「京都府 四人」を「京都府 二人」に、「大阪府 六人」を「大阪府 八人」に、「岡山県 四人」を「岡山県 二人」に、「広島県 四人」を「広島県 二人」に、「熊本県 四人」を「熊本県 二人」に、「鹿児島県 四人」を「鹿児島県 二人」に改め、同表に次のように加える。

この表は、国勢調査の結果によつて、更正することを例とする。

別表第三を別表第四とし、別表第二の次に次の一表を加える。

別表第三（第十四条関係）

選挙区	議員数
北海道・東北	八人
北海道	
青森県	
岩手県	
宮城県	
秋田県	
山形県	
福島県	
関東	二十四人
茨城県	
栃木県	
群馬県	
埼玉県	
千葉県	
東京都	
神奈川県	
山梨県	
北陸・信越・東海	十二人
新潟県	
富山県	
石川県	
福井県	
長野県	
岐阜県	

静 岡 県

愛 知 県

三 重 県

近 畿 ・ 四 国

滋 賀 県

京 都 府

大 阪 府

兵 庫 県

奈 良 県

和 歌 山 県

徳 島 県

香 川 県

愛 媛 県

十四人

高 知 県

中 国 ・ 九 州

鳥 取 県

島 根 県

岡 山 県

広 島 県

山 口 県

福 岡 県

佐 賀 県

長 崎 県

熊 本 県

大 分 県

宮 崎 県

十二人

鹿 児 島 県

沖 縄 県

この表は、国勢調査の結果によつて、更正することを例とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(適用区分)

第二条 この法律による改正後の公職選挙法（以下「新法」という。）の規定は、参議院議員の選挙についてはこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示される通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙について、参議院議員の選挙以外の選挙については施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示された参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙並びに施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙（参議院議員の選挙を除く。）については、なお従前の例による。

(参議院を組織する議員の定数に関する特例)

第三条 参議院を組織する議員の定数については、新法第四条第二項の規定にかかわらず、平成十年七月二十五日又は平成十年に行われる通常選挙の期日の前日のいずれか遅い日までの間は、二百五十二人とし、当該遅い日の翌日から平成十三年七月二十二日までの間は、二百二十六人とする。

(政党の要件に関する経過措置)

第四条 施行日以後初めてその選挙の期日を公示される参議院議員の通常選挙のすべての当選人について新法第百一条の三第二項の規定による告示がされる日（以下「次回通常選挙の当選人告示日」という。）の前日までにその選挙の期日を公示され又は告示される衆議院議員の選挙について新法の規定を適用する場
合においては、新法第八十六条第一項第二号及び第八十六条の二第一項第二号中「広域選挙区選出議員の選挙若しくは都道府県選挙区選出議員の選挙」とあるのは、「比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙」とする。

(補欠選挙に関する経過措置)

第五条 参議院選挙区選出議員の欠員の数がこの法律による改正前の公職選挙法第百十三条第一項第四号に

該当しない場合（同条第三項の規定により補欠選挙が行われる場合を除く。）であっても、当該選挙区と区域が同一である選挙区において参議院都道府県選挙区選出議員の選挙が行われるときは、同条第一項本文の規定にかかわらず、その選挙と同時に参議院選挙区選出議員の補欠選挙を行う。ただし、参議院都道府県選挙区選出議員の選挙の期日の公示又は告示があった後に当該選挙に関する事務を管理する都道府県選挙管理委員会が同法第百十一条第一項第一号の規定による通知を受けたときは、この限りでない。

2 参議院都道府県選挙区選出議員の欠員の数が新法第百十三条第一項第四号に該当しない場合（同条第三項の規定により補欠選挙が行われる場合を除く。）であっても、当該選挙区と区域が同一である選挙区において附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる参議院選挙区選出議員の再選挙又は補欠選挙が行われるときは、新法第百十三条第一項本文の規定にかかわらず、その再選挙又は補欠選挙と同時に参議院都道府県選挙区選出議員の補欠選挙を行う。ただし、参議院選挙区選出議員の再選挙又は補欠選挙の期日の告示があった後に当該選挙に関する事務を管理する都道府県選挙管理委員会が新法第百十一条第一項第一号の規定による通知を受けたときは、この限りでない。

47

3 前二項の補欠選挙の期日は、当該補欠選挙と同時に行われる選挙の期日による。

（合併選挙に関する経過措置）

第六条 参議院選挙区選出議員の再選挙又は補欠選挙と参議院都道府県選挙区選出議員の選挙とを同時に行う場合においては、一の選挙をもって合併して行う。

2 前項の規定により行われる合併選挙については、参議院都道府県選挙区選出議員の合併選挙の例による。

（罰則に関する経過措置）

第七条 この法律の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなお従前の例により行われる選挙に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

48

（地方自治法の一部改正）

第八条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第八十四条ただし書中「第百条第六項」を「第百条第五項」に改める。

第百十八条第一項中「第四項」を「第三項」に改める。

別表第三第三号（一）中「参議院選挙区選出議員」を「参議院都道府県選挙区選出議員」に改める。

（最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正）

第九条 最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第四十九条の表第二百三十七条の二の項中「若しくは参議院名簿届出政党等」を削る。

（政治資金規正法の一部改正）

第十条 政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第二号中「比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員」を「広域選挙区選出議員の選挙若しくは都道府県選挙区選出議員」に改め、同条第四項中「若しくは第八十六条の三」を削り、「第八十六条の四」を「第八十六条の三」に改める。

（政治資金規正法の一部改正に伴う経過措置）

第十一条 施行日から次回通常選挙の当選人告示日の前日までの間における前条の規定による改正後の政治資金規正法（次項において「新政治資金規正法」という。）第三条第二項第二号の規定の適用については、同号中「広域選挙区選出議員の選挙若しくは都道府県選挙区選出議員の選挙」とあるのは、「比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙」とする。

2 次回通常選挙の当選人告示日から次回通常選挙の当選人告示日以後初めてその選挙の期日を公示される

参議院議員の通常選挙のすべての当選人について新法第百一条の三第二項の規定による告示がされる日（以下「次々回通常選挙の当選人告示日」という。）の前日までの間における新政治資金規正法第三条第二項第二号の規定の適用については、同号中「参議院議員の通常選挙若しくは当該参議院議員の通常選挙の直近において行われた参議院議員の通常選挙における広域選挙区選出議員の選挙若しくは都道府県選挙区選出議員の選挙」とあるのは、「参議院議員の通常選挙における広域選挙区選出議員の選挙若しくは都道府県選挙区選出議員の選挙若しくは当該参議院議員の通常選挙の直近において行われた参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙」とする。

（漁業法の一部改正）

第十二条 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第九十四条第一項の表以外の部分中「第六十八条の二第二項及び第三項」を「第六十八条の二第二項」に、「第八十六条の四」を「第八十六条の三」に、「第八十六条の八」を「第八十六条の六」に、「第一百条第一項から第三項まで、第七項及び第八項」を「第一百条第一項、第二項、第六項及び第七項」に改め、同項の表第二十三条第一項の項中「参議院比例代表選出議員」を「参議院広域選挙区選出議員」に改め、

同表第四十八条第一項の項中「から第三項まで」を「及び第二項」に改め、同表第四十九条第一項の項及び第四十九条第二項の項中「から第三項まで、前条及び」を「及び第二項、前条並びに」に改め、同表第八十六条の八第一項の項及び第八十六条の八第二項の項中「第八十六条の八」を「第八十六条の六」に改める。

(農業委員会等に関する法律の一部改正)

第十三条 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条の表以外の部分中「第四十六条第二項及び第三項」を「第四十六条第二項」に、「第六十八条第二項及び第三項」を「第六十八条第二項」に、「第六十八条の二第二項及び第三項」を「第六十八条の二第二項」に、「第八十六条の四」を「第八十六条の三」に、「第八十六条の八」を「第八十六条の六」に、「第百条第一項から第三項まで、第七項及び第八項」を「第百条第一項、第二項、第六項及び第七項」に、「第百十二条第五項、第七項及び第八項」を「第百十二条第四項、第六項及び第七項」に改め、同条の表第二十三条第一項の項中「参議院比例代表選出議員」を「参議院広域選挙区選出議員」に改め、同表第六十八条第一項第二号の項、第八十六条の八第一項の項及び第八十六条の八第二項の項中「第八十六条

の八」を「第八十六条の六」に改め、同表第百十二条第五項の項中「第百十二条第五項」を「第百十二条第四項」に改める。

第十四条第四項ただし書中「第百条第六項」を「第百条第五項」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第十四条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四十一条の十七第一項中「第八十六条の四」を「第八十六条の三」に改める。

(国会議員互助年金法の一部改正)

第十五条 国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第三条第六号中「又は参議院比例代表選出議員」を削る。

(政党助成法の一部改正)

第十六条 政党助成法(平成六年法律第五号)の一部を次のように改める。

第二条第一項第二号中「比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員」を「広域選挙区選出議員の選挙若しくは都道府県選挙区選出議員」に改める。

第三条第二項中「比例代表選出議員の選挙及び選挙区選出議員」を「広域選挙区選出議員の選挙及び都道府県選挙区選出議員」に改める。

第五条第一項第五号中「比例代表選出議員若しくは選挙区選出議員」を「広域選挙区選出議員若しくは都道府県選挙区選出議員」に改め、同項第六号八中「比例代表選出議員」を「広域選挙区選出議員」に改め、同号二中「選挙区選出議員」を「都道府県選挙区選出議員」に改める。

第八条第三項第三号中「比例代表選出議員」を「広域選挙区選出議員」に改め、同項第四号中「選挙区選出議員」を「都道府県選挙区選出議員」に改める。

(政党助成法の一部改正に伴う経過措置)

第十七条 施行日から次回通常選挙の当選人告示日の前日までの間における前条の規定による改正後の政党助成法の適用については、同法第二条第一項第二号中「広域選挙区選出議員の選挙若しくは都道府県選挙区選出議員の選挙」とあるのは「比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙」と、同法第三条第二項中「広域選挙区選出議員の選挙及び都道府県選挙区選出議員の選挙」とあるのは「比例代表選出議員の選挙及び選挙区選出議員の選挙」と、同法第五条第一項第五号中「広域選挙区選出議員若しくは都

道府県選挙区選出議員」とあるのは「比例代表選出議員若しくは選挙区選出議員」と、同項第六号八中「広域選挙区選出議員」とあるのは「比例代表選出議員」と、同号二中「都道府県選挙区選出議員」とあるのは「選挙区選出議員」と、同法第八条第三項第三号中「広域選挙区選出議員」とあるのは「比例代表選出議員」と、同項第四号中「都道府県選挙区選出議員」とあるのは「選挙区選出議員」とする。

2 次回通常選挙の当選人告示日から次々回通常選挙の当選人告示日の前日までの間における前条の規定による改正後の政党助成法の適用については、同法第二条第一項第二号中「参議院議員の通常選挙(以下単に「通常選挙」という。)若しくは当該通常選挙の直近において行われた通常選挙における広域選挙区選出議員の選挙若しくは都道府県選挙区選出議員の選挙」とあるのは「参議院議員の通常選挙(以下単に「通常選挙」という。)における広域選挙区選出議員の選挙若しくは都道府県選挙区選出議員の選挙若しくは当該通常選挙の直近において行われた通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙」と、同法第三条第二項中「広域選挙区選出議員の選挙及び都道府県選挙区選出議員の選挙」とあるのは「広域選挙区選出議員の選挙及び比例代表選出議員の選挙並びに都道府県選挙区選出議員の選挙及び選挙区選出議員の選挙」と、同法第五条第一項第五号中「広域選挙区選出議員若しくは都道府県選挙区

選出議員」とあるのは「広域選挙区選出議員若しくは比例代表選出議員若しくは都道府県選挙区選出議員若しくは選挙区選出議員」と、同項第六号八中「通常選挙（以下この号及び第八条第三項において「前回の通常選挙」という。）及び当該前回の通常選挙の直近において行われた通常選挙（以下この号及び第八条第三項において「前々回の通常選挙」という。）の広域選挙区選出議員の選挙」とあるのは「通常選挙（以下この号及び第八条第三項において「前回の通常選挙」という。）の広域選挙区選出議員の選挙及び当該前回の通常選挙の直近において行われた通常選挙（以下この号及び第八条第三項において「前々回の通常選挙」という。）の比例代表選出議員の選挙」と、同号二中「前回の通常選挙及び前々回の通常選挙の都道府県選挙区選出議員の選挙」とあるのは「前回の通常選挙の都道府県選挙区選出議員の選挙及び前々回の通常選挙の選挙区選出議員の選挙」と、同法第八条第三項第三号口中「広域選挙区選出議員」とあるのは「比例代表選出議員」と、同項第四号口中「都道府県選挙区選出議員」とあるのは「選挙区選出議員」とする。

（政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律の一部改正）

第十八条 政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第百六号）

の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員」を「広域選挙区選出議員の選挙若しくは都道府県選挙区選出議員」に改める。

第五条第一項第六号中「比例代表選出議員若しくは選挙区選出議員」を「広域選挙区選出議員若しくは都道府県選挙区選出議員」に改め、同項第七号中「比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員」を「広域選挙区選出議員の選挙若しくは都道府県選挙区選出議員」に改める。

第十四条第三項中「おける選挙区選出議員」を「おける広域選挙区選出議員の選挙若しくは都道府県選挙区選出議員」に、「第八十六条の四」を「第八十六条の三」に改める。

（政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十九条 施行日から次回通常選挙の当選人告示日の前日までの間における前条の規定による改正後の政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律の適用については、同法第三条第一項第二号中「広域選挙区選出議員の選挙若しくは都道府県選挙区選出議員の選挙」とあるのは「比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙」と、同法第五条第一項第六号中「広域選挙区選出議員若しく

は都道府県選挙区選出議員」とあるのは「比例代表選出議員若しくは選挙区選出議員」と、同項第七号中「広域選挙区選出議員の選挙若しくは都道府県選挙区選出議員の選挙」とあるのは「比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙」と、同法第十四条第三項中「広域選挙区選出議員の選挙若しくは都道府県選挙区選出議員の選挙」とあるのは「選挙区選出議員の選挙」とする。

2 次回通常選挙の当選人告示日から次々回通常選挙の当選人告示日の前日までの間における前条の規定による改正後の政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律の適用については、同法第三条第一項第二号中「参議院議員の通常選挙（以下単に「通常選挙」という。）若しくは当該通常選挙の直近において行われた通常選挙における広域選挙区選出議員の選挙若しくは都道府県選挙区選出議員の選挙」とあるのは「参議院議員の通常選挙（以下単に「通常選挙」という。）における広域選挙区選出議員の選挙若しくは都道府県選挙区選出議員の選挙若しくは当該通常選挙の直近において行われた通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙」と、同法第五条第一項第六号中「広域選挙区選出議員若しくは都道府県選挙区選出議員」とあるのは「広域選挙区選出議員若しくは比例代表選出議員若しくは都道府県選挙区選出議員若しくは選挙区選出議員」と、同項第七号中「直近において行

5

われた通常選挙若しくは当該通常選挙の直近において行われた通常選挙の広域選挙区選出議員の選挙若しくは都道府県選挙区選出議員の選挙」とあるのは「直近において行われた通常選挙の広域選挙区選出議員の選挙若しくは都道府県選挙区選出議員の選挙若しくは当該通常選挙の直近において行われた通常選挙の比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙」と、同法第十四条第三項中「広域選挙区選出議員の選挙若しくは都道府県選挙区選出議員の選挙」とあるのは「広域選挙区選出議員の選挙若しくは都道府県選挙区選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙」とする。

（自治省設置法の一部改正）

8

第二十条 自治省設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第十二号中「、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿届出政党等」を削り、「政見放送」の下に「及び集団演説会放送」を加える。

理 由

二院制の下における参議院に期待される役割にかんがみ、参議院の政党化の弊害を是正してその機能を十分に発揮させるため、政党本位の参議院比例代表選出議員の選挙を全国五ブロックの個人本位の参議院広域選挙区選出議員の選挙に改めるとともに、行政改革の在り方に範を示すべく、参議院の議員の定数を七十人の広域選挙区選出議員及び百三十人の都道府県選挙区選出議員の計二百人とする等の抜本的な改正を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。